

承認第 5 号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

令和 7 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の基準額の見直し

(第 2 1 条の改正規定)

	改正前	改正後
5 割 軽減	$430000 + (295000 \times \text{被保険者数}) + (100000 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$	$430000 + (305000 \times \text{被保険者数}) + (100000 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$
2 割 軽減	$430000 + (545000 \times \text{被保険者数}) + (100000 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$	$430000 + (560000 \times \text{被保険者数}) + (100000 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。